

平成23年度 第5回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成23年6月16日（木）18時35分～

場 所：中央合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○記者

今日、税調として取り決まったところについて、まず教えていただきたいんです。

○五十嵐財務副大臣

お手元に、社会保障改革案に対する税制調査会の意見が配付されていると思いますが、これまでの9回にわたります、懇談会が5回、税調本体会合が4回行ったと思いますが、その結果を取りまとめてございます。かなり抽象的に思われると思いますが、意見の最大公約数をまとめさせていただいたものでございます。この意見を踏まえて、会長、会長代行が社会保障改革検討本部に臨むということを経済の税調で確認した、了承したということになります。

もう一つは、別添2でございます。別添1の方は、これまでの意見を網羅的に記載したもので、これも成案決定会合に提出する資料でございます。ただし、本日の意見が入っておりませんので、後ほど、本日の意見を修文の形で追加して成案決定会合に提出をするということでございます。また、別添2の方は、検討本部で決められるべき成案の第IV章部分を、この税調で決めさせていただいた。今日、起草会合の方でいろいろな御意見が出ましたけれども、おおむね、この整理案の方向でよろしいということになりましたので、このまま提出させていただきたいということで御了解いただきました。

○記者

消費税についてですけれども、2015年度までに段階的に10%に引き上げるという、この大きな方針については、そのものの記述はないようですが、これについてはどのように捉えればいいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

2015年度までに10%にという社会保障改革案について議論したわけですが、この税調として明示的にそれを是とするということを取りまとめた文章にはなっておりませんが、これからできます、社会保障改革検討本部における社会保障・税一体改革の成案に則って所要の改正をこの税調で行うことになるということでございます。直截な表現にはなってはおりません。

○記者

確認ですけれども、この税調としては、その部分は集約、一致はできなかったということになるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

ともかく、皆さんの御意見を踏まえて、会長、会長代行にお任せするというところでございます。

○記者

懸案になっておりました、国と地方の消費税収の配分、特に単独事業を巡る扱いについては特に明示がないようですが、どのように読み解いたらよろしいでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

この表の2枚のペーパーには必ずしも書いてございませんけれども、別添1の中にはそのことが書いてあるわけでございます。また、国と地方の協議の場の中でも、幾つか整理されなければならない論点というのは出されております。さらに、それ以外の会合の場でも地方の皆さんに十分説明をして、御納得が少しでもいただけるような方向でという議論もされております。

そうしたことを踏まえまして、現在、改革案について、少しでも御納得いただけるような方向で、見直しをしたいと思いますでしょうか、手直しをするというような作業を続ける中で、今後、対応してまいりたいと思っております。ですから、今日のところではそんな議論が出ているということではありません。

○記者

国と地方に関する修文ですが、前回の成案決定会合では、明日までに修文結果を示すようにということになっていたかと思うんですが、そこは明日の朝の成案決定会合には示せるということでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

その作業の詳細の状況は、私は承知しておりませんが、私の立場としては、地方の皆さんの思いを踏まえて、事務方に、こういう方向が良いのではないかとという指示をしておりますので、それは明日の朝までにまた方向が見えてくるものだと思っております。

○記者

これの取扱いですけれども、これを踏まえて、会長、会長代行は本体会合に臨むことを了承されたということは、会長や会長代行が何かこれに加えて、そういった全体の原案を了とすとか、意見を本体会合で御自身で決断されて述べられるということになるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

結論としては、そういうことになるのだらうと思います。

○記者

つまり、税調としての対応は、一任されたような扱いになっておられるということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、白紙一任ではないけれども、議論の大勢を見た上で御判断を4大臣に頂

くということでございます。

○記者

もともと、この議論を始めた時には、やはり原案について、特に 2015 年度までに 10% までというところについて、まずイエスなのか、ノーなのかという考え方があって、それから意見ということであったと思うんですけども、イエスカ、ノーかというのが示せなかった理由というのはどういうところにあるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

それぞれお立場のある方もあり、直截な、直接話法では語れない部分があるということだと思います。

○記者

全体としては異論が多かったのか、そうでないのかということと言うと、どういった状況だったのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

状況としては、要するに、卵が先か鶏が先かの話になるのですが、いろいろな疑問点を細部まで詰めないで結論が出せないという方がおられる。しかし、それはこれからの議論ですねということもあって、絶対にいかんという議論は少なかったと思います。要するに、政治状況、経済状況を見て、このタイミングかとかというお話は、当然、党の方でもあったと伺っておりますけれども、そういうお話は当然、あったと思います。

それが反対ということに結び付く話もありますけれども、必ずしも全否定というものではないと受け止められる。また、必要は認めるけれども、条件が付くねという話があって、いわば条件をここに連ねたということになっているのだと思います。ですから、その条件といいますか、注文を踏まえて検討本部で議論をしていただくという仕立てになっているのだと思います。

○尾立財務大臣政務官

補足で、五十嵐副大臣の申し上げたとおりでございますけれども、正にこの条件という意味が 1 ページ目、2 ページ目に書いてあろうかと思えます。国と地方の話もそうですし、2 ページ目をおめぐりいただきますと、社会保障制度を支える財源として、保険料なのか、また、公費なのかといった部分については、我々のこの税調ではなかなか、そこまで立ち入れない部分もございますので、条件を付けさせていただきました。

そして、5%をイエスカ、ノーかというのは、正に皆さんお聞きになりたいところだと思うのですが、これは約 13.5 兆円という大きな、莫大な財源が必要となるときに、それでは、他の税目でどこまで手当てできるのかといったことも、この中で、今の税収規模などをお示ししながら進める中で、それに代わり得る大きな代替案が出てこないという中で、消極的賛成といいますか、なかなか、これに代わるいい財源が見当たらないというのが正直なところかと、私も議論を通じて感じたところです。

○逢坂総務大臣政務官

追加して、私から話をさせていただきます。もし間違いがあれば、五十嵐副大臣に訂正いただきたいと思います。

4回の私の感想で言うならば、今日の起草会合も含めてですけれども、ストレートに、あの改革案について賛成だ、反対だと述べた方は、数は多くないと思います。明確に反対だとおっしゃった方もいらっしゃるようではありますが、裏返して、明確に賛成だと言った方も必ずしもいないわけでありまして、ただ、全体としていろんな意見が出てきた。

それで、この税調としては、今日の中で出た意見は、私はこれはなかなか貴重な意見だなと思ったのですが、こういう問題を多数決で賛成、反対を決めるものではないだろう。また、この消費税というのはすごい、これまでも大きな議論のあったもので、幾つも内閣が潰れたり、あるいは政治家そのものがこのことによって落選したりというようなこともあるような大きな問題だ。だから、すぐ白黒つけられるというものではないけれども、この税調の議論を踏まえ、また、ここに出されたこのペーパーの意見、書いてあることも踏まえて、会長、会長代行が成案決定会合でいろんな判断をしていくということが全体の雰囲気だったのかなと、私は理解をしております。

○五十嵐財務副大臣

一言で言えば、決める場合にはそれなりの配慮と覚悟が必要だということを経験していただきねということなのだろうと思います。

○記者

今月までに社会保障と税の一体改革の成案を得る、議論を尽くすという前提で、これまで税調で今月に入って議論されてきたと思いますが、それぞれ皆さんに御感想をお伺いします。十分に議論は尽くされたとお考えでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

いろんな物のとらえ方はあると思いますが、入り口段階の課題の整理は随分クリアになったと思っています、しかしながら、これから個別に整理しなければならない案件が相当多い。国と地方の問題もそうですし、あるいはこれから仮に消費税をアップするとするならば、それをどんな手法で、どんな段階で、あるいはどういう課税の仕方をするのかなどということも含めて、それはまだ全く議論がされていないわけですから、それぞれの段階に応じて十分議論をしていくということがこれから大事になる。その意味では、今、限られた時間の中では随分と色々な意見が出たかなという印象は持っています。

○尾立財務大臣政務官

正に6月2日に、このたたき台が示されて、みんなでたたいたということで、現在、たたき得るものはほぼ出尽くしたんだと思いますが、それでは、それが最終決定にどのように反映されるのかというのはまだ分かりませんが、とりあえず、6月20

日で盛り込むべきことと、また、20日に成案として決まった際に、来年の法案提出時までにはまだたかなければいけない部分、詰めなければいけない部分、そういう整理が私はされているのだと思います。ただ、一つ一つ、どれも重い課題なので、これから正に大変だと思います。

○五十嵐財務副大臣

私は、この大きなテーマは議論が尽きないのだろうと思います。繰り返し、繰り返し、新しい状況も生まれてまいりますし、議論をしなければならないテーマだろうと思いますが、そういう意味で、これまでの税の抜本改正の議論というのは積み重ねられてきて、そして社会保障改革についても、私は相当な議論が行われてきたと思っております。ただ、まだまだ足りないという人は相当数おられるのだろうと思いますが、私はもう決断の段階に入っておりますので、これはへとへとに疲れるまで議論したからもういいということではなくて、決断をしないと日本全体の将来がいけない。地方の首長さんの中からも、どちらでもいいからもう決めてくれという声も上がっていると伺っています。先延ばしができない状況に来ているので、これは議論をしなければいけない。議論は尽くさなければいけないのですけれども、いろいろな段階での議論があって、ここはもう決断をするときなんだろうと思っております。それについては、もう政府全体で責任を負うということだと思います。

○逢坂総務大臣政務官

追加で2点だけ、議論は十分尽くされたかという質問で、多分これからまだ二十日までの間に、国と地方の間で整理をしなければならない問題はあると感じております。

それから、これは直接私に関与している部分ではございませんけれども、昨日、党の会合に出させていただいた感触としては、党の方の議論というのは二十日までの間にまた整理をしなければならない部分があるだろうと思いますので、そういう意味ではまだまだ議論は十分ではないという声も少なくないという認識は持っています。

○記者

先ほど五十嵐副大臣が決断の時期とおっしゃられましたけれども、正しくそうだと思うのですが、結局、政府税調は今日決められなかったと理解しているのですが、政府税調というのは政府の中で税を決める機関であるのに、それを決められない政府税調というのは一体何なのか。もちろん、成案が出まして、これがまたこちらに戻ってきますが、結局また同じことの繰り返しになるのではないかという懸念があります。民主党政権が決められない一番の問題点がこの辺にあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、明示的な表現にならなかったということについての御批判でございますが、それは甘んじて受けなければいけないと思います。ただ、この問題は多数決で決めていい問題かという、先ほど逢坂政務官からもございましたけれども、やはりそう

いう問題ではないと思います。

ただ認識が、全く真っ向から駄目かということになりますと、いわゆる経済の景気がよくなりさえすれば、消費税などは手を付ける必要がないし、手を付けるべきではないということを言われた方はいらっしゃいますけれども、それは極めて限られた少数意見なんだと思います。

タイミング論とか政治環境論というものは、当然あると思ひまして、それも含めてここで決め切るかということになると、これはもう政治判断の問題になってきますので、大きな政治判断として政府の検討本部にゆだねるということにはあり得べしという話で、これが税調として任務を放棄したことにはならないと思います。

税調として、詰めるべき論点については、大分議論をさせていただきましたし、それを背負って検討本部での会議に出ていただくことになったことは、かなり大きな意味があると理解いたしております。

○逢坂総務大臣政務官

今、決められなかったという話をされましたけれども、実は今、御指摘をされた点、税調の中でも議論になりました。一体ここはどういう場なのだということが議論になったことは事実であります。

そのプロセスの中で、決めるという行為を必ずしも明示的にしておりません。これは皆さん賛成ですか、反対ですかということはしなかったわけでありまして。それはある種この問題の大きさ、あるいは山の高さといいましょうか。それを踏まえた懐の深い議論をしたと思っております。

その全体、総合的なものを踏まえて、会長、会長代行が成案決定会議の場で、いろいろな御判断をしていく。それは何もそのプロセスに我々は口を出せないわけではありませんので、党の側もそこにまた様々な意見をこれから述べていくことになるだろうと見ています。

○記者

別添2の(5)地方税制のところ、社会保障制度安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともにとあるのですが、これはこれまで議論があった地方との関係を意識されてこの文章にしたのでしょうか。それとも純粋に税調だけの判断でこういう文章にしたのかをお願いします。

○五十嵐財務副大臣

これは附則104条の7項の引き直しだと思います。

○記者

そこに、これまで片山大臣が主張されていたことを加味して付け加える作業は、特に今回はなかったということよろしいでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

御指摘のあった前段の方は、附則の104条7項の規程でございます。

○五十嵐財務副大臣

もともとが片山大臣の御意見を入れて修文された 23 年度税制大綱に沿っていると御理解いただきたいと思います。

○記者

この近々にあった国と地方の場の協議などの意見を踏まえているわけではないと。これまでの大きな議論の中の文章だという理解ですか。

○尾立財務大臣政務官

それは当然、その趣旨も踏まえての書きぶりだと思います。ただ、地方税制の問題は、ここだけで済む話ではございませんので、これから正に本体部分がありますので、その中でもいろいろなことが反映されていくと思います。

○記者

今回、予定時間を大幅に超えた議論だったと思うのですが、主にどういうところが議論の争点だったのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そもそもの予定時刻が無理でした。大議論でございますので、たくさんの議論が出されました。この問題についての決定権のありか、場所、それから、様々な個別の課題についても発言がありました。

例えば個別間接税とのタックス・オン・タックスの問題や整理をどうするのかということもありましたし、実に多くの意見が出されましたが、問題は確かに 10%をここで容認する、容認しないという話になるのか、ならないのか、するのか、しないのかということが中心で議論をかなりしました。

それぞれオブザーバーの政策責任者がお二人おられまして、それぞれの党内の検討状況を御説明いただいて、その中でまだ異論があるという率直な御意見が出されました。

それから、国と地方との関係についても御意見がありましたし、所得課税等との関係、あるいは資産課税についても御意見が出されました。

そんなことで、議論が相当広範囲にわたったところもあり、時間が大幅に超過し、大臣は御予定があったんですけども、延ばしていただいて、最後は会長がまとめられたということでございます。

○記者

先ほど懐の深い議論のされ方をされたということだったんですけども、一応、税調としてはこれで会長・会長代行に預けられて、その結果出た検討本部での結論については、税調としてはもうお任せしたので、出た結論を税調としても認めたという形で、次回からの税調では、その結論を前提として議論されるのか。それともまだ 2015 年度まで段階的に 10%という結論の是非も含めて次回以降、税調としてはまだこれは継続中であるという立場に立たれるのか。いかがでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

税の抜本改革の方向性を踏まえながら、この次の段階では、もし仮に政府としての決定が出されれば、それを具体化するようにとの諮問が出されるものと思います。多分、秋口になると思いますが、その時点で具体案について、制度の具体的な設計について税調で審議することになると思います。ですから、諮問内容がどうなるかということによると思います。

[閉会]